



長崎労働基準監督署発表
令和2年5月22日（金）

令和2年5月22日

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 内山 昭宣

○ 第一方面主任監督官 佐々木博史

電話 095-846-6391（17:15 まで）

095-846-6354（17:15～20:00）

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～建築現場において墜落防止措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署（署長 渡邊 正）は、本日、有限会社二松建設及び同社現場責任者を、労働安全衛生法違反の容疑で、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和元年7月27日、長崎県長崎市中園町の17階建マンション新築工事現場において、15階の床部分でコンクリートパネルを置く作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社^{ふたまつけんせつ}二松建設

所在地：長崎県諫早市多良見町

事業内容：型枠工事業

(2) 現場責任者（男性）A

2 違反条文

被疑者有限会社二松建設、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第521条第1項

（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

被疑者有限会社二松建設は、長崎県長崎市中園町の17階建マンション新築工事現場において1次下請として型枠工事を施工していました。令和元年7月27日、被疑者Aが作業員Bに対し15階の床部分にコンクリートパネル（コンクリートの型枠用合板）を置く作業を行わせていたところ、作業員Bが高さ2.5メートル下の14階の床部分に墜落し、外傷性脳内出血等の重傷を負う災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、労働者に要求性能墜落制止用器具（一般的には「安全帯」とよばれるもの）を使用させるときは、同器具を安全に取り付けるための設備を設けること等が規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が十分に講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

長崎県内では、令和元年において9件の死亡労働災害が発生しており、そのうち建設業は4件と大きな比率を占めています。

また、平成30年においても9件の死亡労働災害のうち5件が建設業で発生しており近年高水準で推移しています。

特に建設業の墜落・転落災害は、全国的にも最も多い災害であり、労働基準行政として墜落災害防止の徹底を最重要課題と位置づけ、臨検監督をはじめ、建設業労働災害防止協会及び発注者との管内パトロール、集団指導等、あらゆる機会を通じて指導してきたところですが、今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四十四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰則刑を科する。

○労働安全衛生規則

(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第521条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

(第2項 略)

【要求性能墜落制止用器具について】

平成31年2月1日施行の労働安全衛生法令改正により、労働安全衛生法施行令第13条第28号が「安全带(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」から「墜落制止用器具」に名称変更されました。

「要求性能墜落制止用器具」については、労働安全衛生規則第130条の5において、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」であることが規定されています。